

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2025年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

＜設例＞

志賀大輔さんと妻の明子さんは、ともに民間企業に勤務する共働き夫婦である。志賀さん夫婦には第2子の希望があり、今後のライフプランなどについて、FPで税理士でもある佐久間さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2025年9月1日現在のものである。

〔家族構成〕

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
志賀 大輔	本人	1990年4月21日	35歳	会社員
明子	妻	1991年5月23日	34歳	会社員
真紀	長女	2024年7月31日	1歳	保育園児

〔志賀家の状況〕

- 大輔さんおよび明子さんは、大学卒業後、会社員となり、その後結婚して今日に至る。明子さんは、現在は短時間勤務制度を利用している。2人とも現在の会社で定年まで働き続ける予定である。

〔志賀家の年収（2024年分）〕

- 大輔さん 給与収入700万円（税込み）
- 明子さん 給与収入300万円（税込み）

〔自宅の状況〕

- 現在は賃貸マンションに居住しており、マンションの購入を検討している。

〔保有金融資産（生命保険等を除く）〕 残高合計800万円（時価）

名義	金融商品	残高
大輔さん	普通預金	200万円
	定期預金	300万円
明子さん	普通預金	100万円
	定期預金	200万円

〔生命保険の加入状況〕

保険種類	保険契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
定期保険	大輔さん	大輔さん	明子さん

問 1

大輔さんは、将来の資産形成のため、株式投資について勉強することにした。株式の評価尺度に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 株式の代表的な評価尺度に、P B R（株価純資産倍率）およびP E R（株価収益率）がある。このうちP B R（株価純資産倍率）は、株価を（ ア ）で除することにより求められる。
- ・ （ イ ）は、経営の効率性を判断する指標であり、株主資本を含む自己資本に対する収益力を測ることができる。この値が高いほど経営効率がよいと判断される。純資産を自己資本と同額とした場合、（ イ ）は、（ ウ ）を（ エ ）で除した値となる。

1. （ア）EPS （イ）ROA （ウ）PBR （エ）PER
2. （ア）EPS （イ）ROE （ウ）PER （エ）PBR
3. （ア）BPS （イ）ROE （ウ）PBR （エ）PER
4. （ア）BPS （イ）ROA （ウ）PER （エ）PBR

問 2

大輔さんの兄の正幸さんと妻の優子さんは、生命保険に係る税金について詳しく知りたいと思い、FPで税理士でもある佐久間さんに相談をした。正幸さんが加入している下記＜資料＞の生命保険の税務に関する佐久間さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

＜資料：正幸さんが加入している生命保険＞

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	入院給付金受取人
定期保険 (医療保障特約付) (有配当)	正幸さん	正幸さん	優子さん	正幸さん

1. 「正幸さんが病気により入院し、医療保障特約より入院給付金、通院給付金または手術給付金を受け取った場合、いずれの給付金も所得税の課税対象とはなりません。」
2. 「正幸さんが死亡し、優子さんが死亡保険金とともに未経過分の前納保険料を受け取った場合、その前納保険料は死亡保険金に含めずに相続税の課税対象額を計算します。」
3. 「正幸さんが死亡し、優子さんが死亡保険金とともに配当金を受け取った場合、その配当金は死亡保険金に含めて相続税の課税対象額を計算します。」
4. 「正幸さんが入院給付金を請求する前に死亡し、優子さんが死亡保険金とともに入院給付金を受け取った場合、その入院給付金は、相続税の生命保険金の非課税金額の適用対象になりません。」

問3

大輔さんは、損害保険を活用した家庭のリスク管理を考えており、FPの佐久間さんに相談をした。損害保険を活用した家庭のリスク管理に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

- （ア）真紀さんがマンションのバルコニーから誤って物を落として通行人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、火災保険加入時に個人賠償責任補償特約を付帯していれば、補償の対象となる。
- （イ）大輔さんが病気やケガにより長期間休職後、復職したものの休職前の業務のうち一部に従事することができず、収入が減少した場合、所得喪失の割合にかかわらず、勤務先の団体長期障害所得補償保険（GLTD）に加入していれば、補償の対象となる。
- （ウ）大輔さんが被保険自動車を運転中に誤ってガードレールに衝突する単独事故を起こし、被保険自動車に損害があった場合、自動車保険のエコノミー車両保険に加入していれば、補償の対象となる。
- （エ）大輔さんが海外旅行中に、パスポートを不注意により紛失した場合、海外旅行傷害保険加入時に携行品損害補償特約を付帯していれば、補償の対象となる。

問4

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である大輔さんは、私傷病による療養のため労務不能となり、2025年6月2日から6月22日まで連続21日間休業した。6月23日より職場に復帰したが、同一傷病の療養のため再度労務不能となり、2025年7月1日から7月15日まで連続15日間休業した。下記＜資料＞に基づき、大輔さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、大輔さんは傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。

＜資料＞

[大輔さんの標準報酬月額等の状況]			
2023年 9月1日		2024年 9月1日	
▼		▼	
標準報酬月額 34万円		標準報酬月額 38万円	
		▲	
		休業開始	
		2025年 6月2日	2025年 9月1日
[傷病手当金の1日当たりの額の計算式（円未満四捨五入）]			
$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}}_{10円未満四捨五入}$			

1. 246,600円
2. 248,790円
3. 271,260円
4. 273,669円

問5

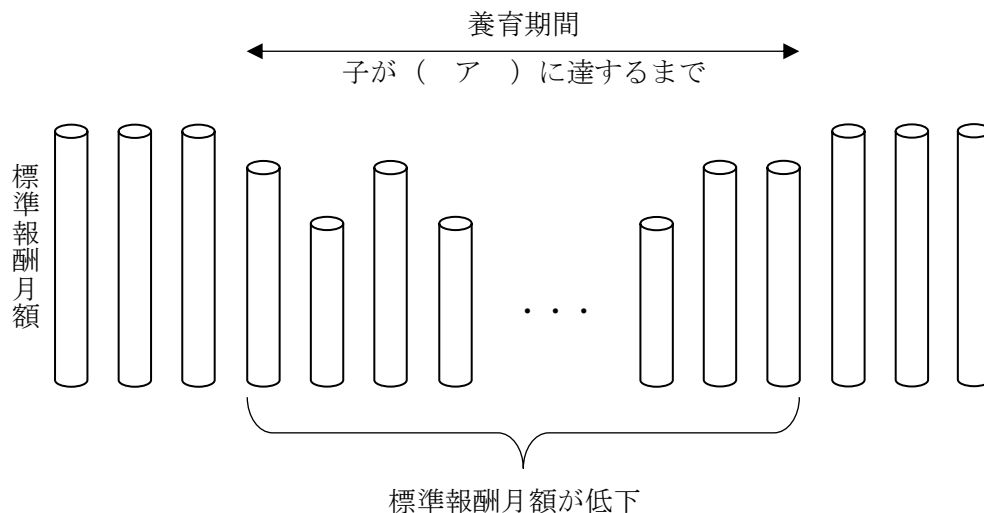
明子さんは、現在、真紀さんの養育のため短時間勤務制度を利用しており、出産前と比べると給与が低くなっている。子を養育する期間についての年金額計算の特例に関する下記＜資料＞の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

（ア）未満の子を養育する期間についての年金額計算の特例

○制度の概要

（ア）未満の子を養育する方で養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の（イ）と比べて低下した期間については、将来受け取ることになる年金額の計算に際して、子の養育を始めた月の（イ）の標準報酬月額（従前標準報酬月額）が当該養育期間（子が（ア）に達するまでの期間。以下同じ）の標準報酬月額とみなされます。



被保険者の申出があった日より前に養育期間がある場合、特例の対象となる期間は、申出日が含まれる月の前月までの（ウ）のうちにある養育期間に限られます。

○手続き

被保険者が、事業主を経由して「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所に提出します。なお、申出時にすでに退職して被保険者資格を喪失していた場合は、被保険者であった方本人が直接年金事務所に申出をすることになります。

（出所）厚生労働省HPを基に作成

- | | | |
|------------|------------------|----------|
| 1. （ア） 2 歳 | （イ） 前月以前 1 年間の平均 | （ウ） 2 年間 |
| 2. （ア） 2 歳 | （イ） 前月 | （ウ） 1 年間 |
| 3. （ア） 3 歳 | （イ） 前月以前 1 年間の平均 | （ウ） 1 年間 |
| 4. （ア） 3 歳 | （イ） 前月 | （ウ） 2 年間 |

問6

志賀さん夫婦は、FPの佐久間さんに住宅取得計画の相談をした。下記＜条件＞に基づく購入可能な物件価格（消費税込み）の上限を計算しなさい。なお、計算過程において円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローン借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、贈与税については考慮しないものとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜条件＞

- ・ 自己資金500万円と大輔さんの父から贈与される300万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンは大輔さんが単独で借り入れるものとし、借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が2024年分の大輔さんの年収（税込み）の20%以内になるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、以下のとおりとし、記載されている数値は正しいものとする。

金利：年2.0%（全期間固定金利）

返済期間：35年（返済回数420回）

返済方法：元利均等返済、毎月返済（ボーナス返済なし）

返済月額：下表参照

[借入額100万円当たりの元利合計返済月額]

返済期間	適用金利		
	1.0%	1.5%	2.0%
25年	3,768円	3,999円	4,238円
30年	3,216円	3,451円	3,696円
35年	2,822円	3,061円	3,312円

- ・ 住宅購入のための諸費用（消費税込み）は物件価格の7%とし、上記で準備した資金の中から充当する。

問7

大輔さんの兄の正幸さんは、宅地建物取引業者で建設業者でもあるB X社から甲土地を購入し、建設工事請負契約を締結して甲土地上に自宅（以下「B Y建物」という）を新築して、引渡し後、直ちに居住の用に供した。下記＜資料＞に基づく不動産の取得や保有等に係る税金に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、甲土地は売買契約締結日において更地であるものとする。また、記載のない事項については適用要件を満たしているものとする。

＜資料＞

[甲土地の概要]

- ・ 面積：180.00m²（登記記録）
- ・ 売主：B X社（宅地建物取引業者）
- ・ 購入代金：2,000万円
- ・ 所有権移転日（正幸さん名義）：2025年2月20日

[B Y建物の概要]

- ・ 構造等：軽量鉄骨造2階建（戸建住宅）。なお、B Y建物は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に該当する。
- ・ 床面積（登記記録）：

1階	55.00m ²
2階	45.00m ²
合計	100.00m ²
- ・ 請負業者：B X社
- ・ 建設工事請負契約日：2025年3月3日
- ・ 竣工日：2025年8月20日
- ・ 引渡し日：2025年8月27日
- ・ 請負代金：2,750万円（消費税込み）
- ・ その他：正幸さんは2025年8月27日付でB Y建物の所有権保存登記を行い、2025年8月27日からB Y建物のすべてを自己の居住の用に供している。

- （ア）甲土地についての固定資産税の納税義務者は、2026年度から正幸さんとなる。
- （イ）甲土地の固定資産課税台帳登録価格（固定資産税評価額）は、原則として毎年評価替えを行うことになっている。
- （ウ）B Y建物に係る固定資産税は、2026年度から5年度にわたり、減額措置の適用を受けることができる。
- （エ）甲土地に係る固定資産税の課税標準の算定については、甲土地のすべてについて課税標準となるべき価格の6分の1となる。

問 8

大輔さんは住宅取得を検討するに当たり、相続時精算課税制度（以下「本制度」という）について、FPで税理士でもある佐久間さんに相談をした。本制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 本制度の適用を受けることができる受贈者が、相続時精算課税選択届出書（以下「届出書」という）の提出期限前に届出書を提出しないで死亡した場合、その受贈者の相続人が一定の期間内に届出書を提出したときは、本制度の適用を受けることができる。
2. 本制度を選択した受贈者が、特定贈与者より先に死亡した場合、特定贈与者からの贈与財産の価額は、受贈者の相続に係る相続税の課税価格に算入されない。
3. 本制度を選択した受贈者が、特定贈与者からの贈与について贈与税の期限後申告をした場合であっても、本制度の特別控除の適用を受けることができる。
4. 特定贈与者からの贈与により取得した建物が、災害で一定の被害を受けた場合において、本制度を選択した受贈者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に算入されるその建物の価額を、災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額（被災価額）とすることができる。

問 9

大輔さんの父の哲也さんは、将来の相続に備えて、FPで税理士でもある佐久間さんに相続税の物納について質問をした。物納に関する下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

順位		物納に充てることができる財産の種類
第1順位	①	不動産、船舶、国債証券、（ア）、（イ）等（注）
	②	不動産および（イ）のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③	（ウ）等（注）
	④	（ウ）のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤	動産

（注）特別の法律により法人の発行する債券および出資証券を含むが、短期社債等は除かれる。

※後順位の財産は、税務署長が特別の事情があると認める場合および先順位の財産に適切な価額のものが無い場合に限って物納に充てることができる。

※特定登録美術品（美術品の美術館における公開の促進に関する法律第2条第3号に規定する登録美術品で相続開始の時ににおいて既に登録を受けているものをいう）については、上記の順序にかかわらず一定の書類を提出することにより物納に充てることができる。

<語群>

- | | | | |
|----------|---------------|----------------|---------|
| 1. 社債証券 | 2. 地方債証券 | 3. 金融債証券 | 4. 上場株式 |
| 5. 非上場株式 | 6. 証券投資信託受益証券 | 7. 貴金属（金、白金、銀） | |

問 10

顧客の個人情報を扱う F P にとって、順守しなければならない法律の一つに「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」がある。同法において、個人情報取扱事業者は、個人データおよび一定の個人情報（以下「個人データ等」という）の漏えい等により個人の権利利益が害されるおそれがある場合に個人情報保護委員会への報告および本人への通知が義務化されている。同法における①「個人情報」の定義および F P が顧客の個人情報を扱うに当たっての「取得・利用」または「第三者への提供」に係る留意事項について説明したうえで、②個人情報保護委員会への報告義務がある個人データ等の漏えい等の事案を一つ例示し、①と②を合わせて 300 字程度で述べなさい。

【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

松尾裕太さんは、夫婦ともに50代となり、教育費の負担の終了も増えてきたことから、今後の家族のライフプランなどについて、FPで税理士でもある大地さんに相談をすることにした。なお、下記のデータはいずれも2025年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
松尾 裕太	本人	1972年6月18日	53歳	会社員
早希	妻	1973年7月10日	52歳	パートタイマー
淳	長男	2001年4月14日	24歳	会社員
美佳	長女	2003年5月 2日	22歳	大学生

[松尾家の状況]

- ・ 裕太さんは、大学卒業後、会社員となり、今日に至る。
- ・ 早希さんは、大学卒業後、会社員となり、その後、裕太さんと結婚して長男の出産を機に退職した。現在はパートタイマーとして働き、裕太さんと生計を一にしている。
- ・ 長男の淳さんは、勤務先の社員寮に住んでいる。
- ・ 長女の美佳さんは、両親と同居し、裕太さんと生計を一にしている。
- ・ 裕太さんおよび早希さんの両親は、遠方に住んでいるが、現在は健康で問題なく暮らしている。

[松尾家の年収（2024年分）]

- ・ 裕太さん 給与収入950万円（税込み）
- ・ 早希さん 給与収入100万円（税込み）

[自宅の状況]

- ・ 持ち家（戸建て）、時価4,000万円（土地・建物）
- ・ 住宅ローン（債務者は裕太さん、団体信用生命保険付き）残債あり

[保有金融資産（生命保険等を除く）] 残高合計1,500万円（時価）

名義	金融商品	残高
裕太さん	普通預金	300万円
	定期預金	500万円
	外貨定期預金	470万円
早希さん	普通預金	80万円
	定期預金	100万円
	国内公募追加型株式投資信託	50万円

[生命保険の加入状況]

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
定期保険特約付終身保険	裕太さん	裕太さん	早希さん

問 1 1

裕太さんの叔父の昭夫さんは、上場株式と上場不動産投資信託（Ｊ－ＲＥＩＴ）を保有している。昭夫さんが２０２５年分の配当所得のすべてについて総合課税による確定申告を選択した場合、下記＜資料＞に基づき所得税の配当控除の適用を受けることができる金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[昭夫さんの課税総所得金額]

１，０３２万円

[昭夫さんが２０２５年中に受け取った配当金および分配金等]

銘柄	配当金・分配金の金額（税引前）	備考
X Q 社	２６万円	内国法人の上場株式
X R 社	２３万円	
X S 社	１０万円	外国法人の上場株式
Z O 投資法人	８万円	上場不動産投資信託（Ｊ－ＲＥＩＴ）
Z P 投資法人	９万円	

[配当控除の控除率]

	課税総所得金額等	控除率
①	その年分の課税総所得金額等が１，０００万円以下である場合	１０％
②	その年分の課税総所得金額等が１，０００万円を超え、かつ、課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が１，０００万円以下である場合	課税総所得金額等１，０００万円以下の部分の配当所得：１０％ 課税総所得金額等１，０００万円超の部分の配当所得：５％
③	その年分の課税総所得金額等から配当所得の金額を差し引いた金額が１，０００万円を超える場合	５％

- １． ３３，０００円
- ２． ４３，０００円
- ３． ５０，０００円
- ４． ７６，０００円

問 1 2

裕太さんは、現在加入している下記＜資料＞の生命保険の保障内容を確認することにした。次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しており、裕太さんは、これまでに＜資料＞の生命保険から保険金・給付金を一度も受け取っていないものとし、免責事項に該当する事由はないものとする。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

保険種類 定期保険特約付終身保険（無配当）			保険証券記号番号 ○○○－△△△△
保険契約者	マツオ ユウタ 松尾 裕太 様	ご印鑑 	契約日：1996年7月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：65歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 保険料払込方式：平準保険料方式 保険料：××, ×××円
被保険者	マツオ ユウタ 松尾 裕太 様 契約年齢 24歳 男性 1972年6月18日生		
死亡保険金受取人	マツオ サキ 松尾 早希 様（妻）	受取割合 10割	

■ ご契約内容

主契約の内容	保険期間	保険金額
終身保険	終身	保険金額 500万円
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額
定期保険特約 （本人・妻型）	65歳	保険金額 1,500万円 *妻の場合は、本人の6割の金額となります。
特定疾病保障 定期保険特約	65歳	保険金額 300万円 *医師によってがん（悪性新生物）と診断確定されたとき、または、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し、所定の状態が60日以上継続したときに特定疾病保険金を支払います。 *死亡・高度障害状態のとき、死亡・高度障害保険金を支払います。
傷害特約（本人型）	65歳	保険金額・給付金額 500万円 *不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき、災害死亡保険金を支払います。 *不慮の事故で所定の障害状態のとき、障害給付金（保険金額の100%～10%）を支払います。
医療総合特約 （本人・妻型）	65歳	日額 10,000円 *病気や不慮の事故で入院したとき、入院開始日から入院給付金を支払います。 *病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて手術給付金（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）を支払います。 *妻の場合は、本人の6割の日額となります。
リビング・ニーズ 特約	—	*余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求できます。 なお、傷害特約はこの特約による保険金の支払い対象となりません。

- ・ 裕太さんが、2025年10月に膵臓がんと診断確定され、20日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率40倍）を受けた場合、支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。また、この保険金・給付金の支払いを受けた後の2025年11月に余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約を利用して請求できる最大金額は（イ）万円である。
- ・ 早希さんが、2025年10月に交通事故に遭い10日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（給付倍率10倍）を受けた場合、支払われる保険金・給付金の合計額は（ウ）万円である。

問13

裕太さんは少なくとも65歳前後までは働きたいと考えているが、両親に介護が必要となった場合、働き続けることは難しいのではないかと危惧している。家族の介護を行う労働者が利用できる制度と公的給付に関する下表の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ番号を何度選んでもよいものとし、これらの制度の対象外とされる者など、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

制度	概要
介護休業	労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき通算***日まで、（ア）を上限として、分割して介護休業を取得することができます。
介護休暇	労働者は、要介護状態にある対象家族が1人の場合、1年度に（イ）まで、対象家族が2人以上の場合、1年度に***まで、1日単位または時間単位で介護休暇を取得することができます。
所定労働時間の短縮等の措置	事業主は、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③時差出勤制度、④介護サービスの費用助成その他これに準ずる制度のいずれかの措置について、介護休業とは別に、利用開始日から連続する3年以上の期間で、原則として2回以上の利用が可能な措置を講じなければなりません。
時間外労働の制限	労働者は、1回の請求につき1ヵ月以上1年以内の期間で、1ヵ月につき（ウ）、1年につき150時間を超える時間外労働の制限を請求することができます。請求できる回数に制限はなく、介護終了までの必要なときに利用することができます。
介護休業給付金	雇用保険の被保険者は、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たしたときは、1支給単位期間ごとに、原則として「休業開始時賃金日額×支給日数×（エ）」の額が支給されます。

（出所）厚生労働省パンフレットを基に作成

<語群>

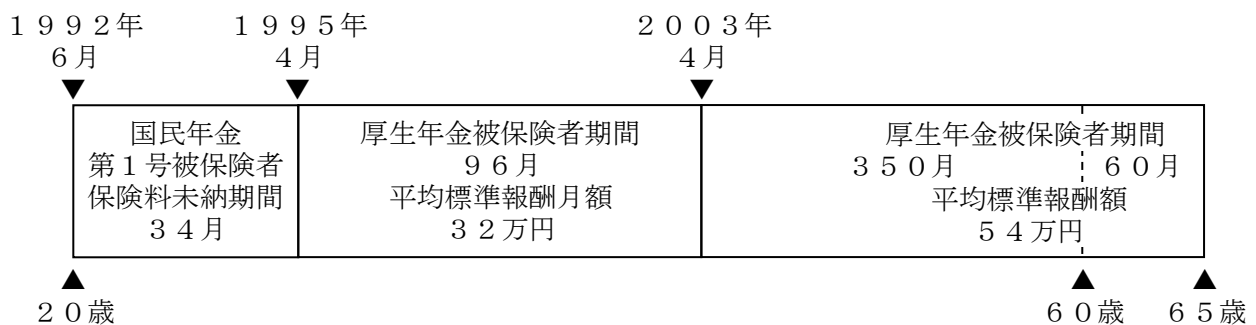
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 2回 | 2. 3回 | 3. 4回 | 4. 5日 |
| 5. 10日 | 6. 15日 | 7. 6時間 | 8. 24時間 |
| 9. 48時間 | 10. 50% | 11. 67% | 12. 75% |

問 1 4

裕太さんが今後も現在の会社に勤め続け、65歳に達した日に退職した場合の公的年金加入歴が下記<資料>のとおりである場合、65歳時点において受け取ることができる公的年金の老齢給付の額として、正しいものはどれか。なお、受給額の計算に当たっては<資料>に基づくものとし、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入すること。また、老齢厚生年金については配偶者加給年金額の加算要件に該当するものとする。

<資料>

[裕太さんの公的年金加入歴]



[老齢厚生年金額の計算式]

(1) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

(2) 経過的加算額：(ウ) - (エ)

(ウ) 定額部分相当額

$$1,734\text{円} \times \text{厚生年金被保険者期間の月数 (上限480月)}$$

(エ) 老齢基礎年金相当額

$$831,700\text{円} \times \frac{20\text{歳以上}60\text{歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480\text{月}}$$

(3) 配偶者加給年金額：415,900円

[老齢基礎年金の満額]

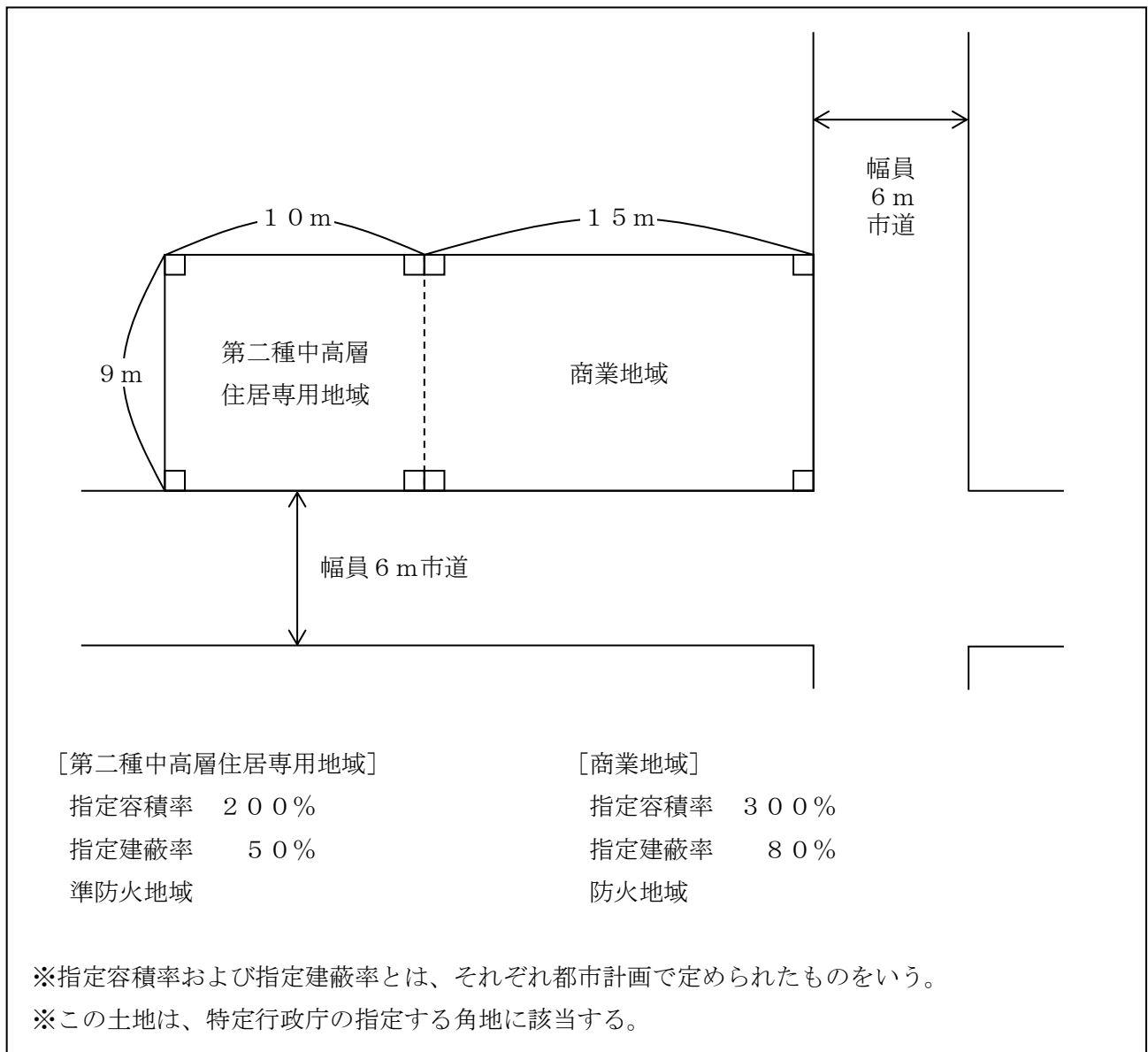
831,700円

1. 2,264,693円
2. 2,621,061円
3. 2,680,593円
4. 2,739,505円

問15

裕太さんの友人の岡村さんは、店舗兼住宅（耐火建築物）を建築することを検討している。建築基準法に従い、下記＜資料＞の土地に建物を建築する場合の建築面積の最高限度を計算しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜資料＞



問 16

裕太さんは、2025年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除についてFPで税理士でもある大地さんに相談をした。医療費控除に関する大地さんが行った次の（ア）～（エ）の説明のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「裕太さんが、2025年5月に人間ドックを受診し、支払った検査料は、異常が見つからなかった場合でも、裕太さんの2025年分の医療費控除の対象になります。」
- （イ）「美佳さんが2024年12月にスノーボード中に骨折して入院し、裕太さんが2025年1月に支払った入院費は、裕太さんの2025年分の医療費控除の対象になります。」
- （ウ）「裕太さんが、2025年7月に失った歯の機能回復を目的に行ったインプラント治療を受け、支払った費用は、保険外診療（自費診療）であった場合でも、一般的に支出される水準であれば裕太さんの2025年分の医療費控除の対象になります。」
- （エ）「早希さんが2025年8月に膝の治療を受け、通院のために裕太さんが支払った交通費が、電車が2,000円、自家用車のガソリン代と駐車場代が3,000円の場合、電車の2,000円のみが裕太さんの2025年分の医療費控除の対象になります。」

問 17

裕太さんの友人の天野さんは父から相続した土地に賃貸アパートを建設して2025年7月1日より事業の用に供している。この賃貸アパートの状況等が下記＜資料＞のとおりである場合、天野さんの2025年分の所得税における不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費が最大になる方法を選択するものとし、減価償却の方法について、定率法が選択できる減価償却資産は定率法を選択し、届け出ているものとする。

＜資料＞

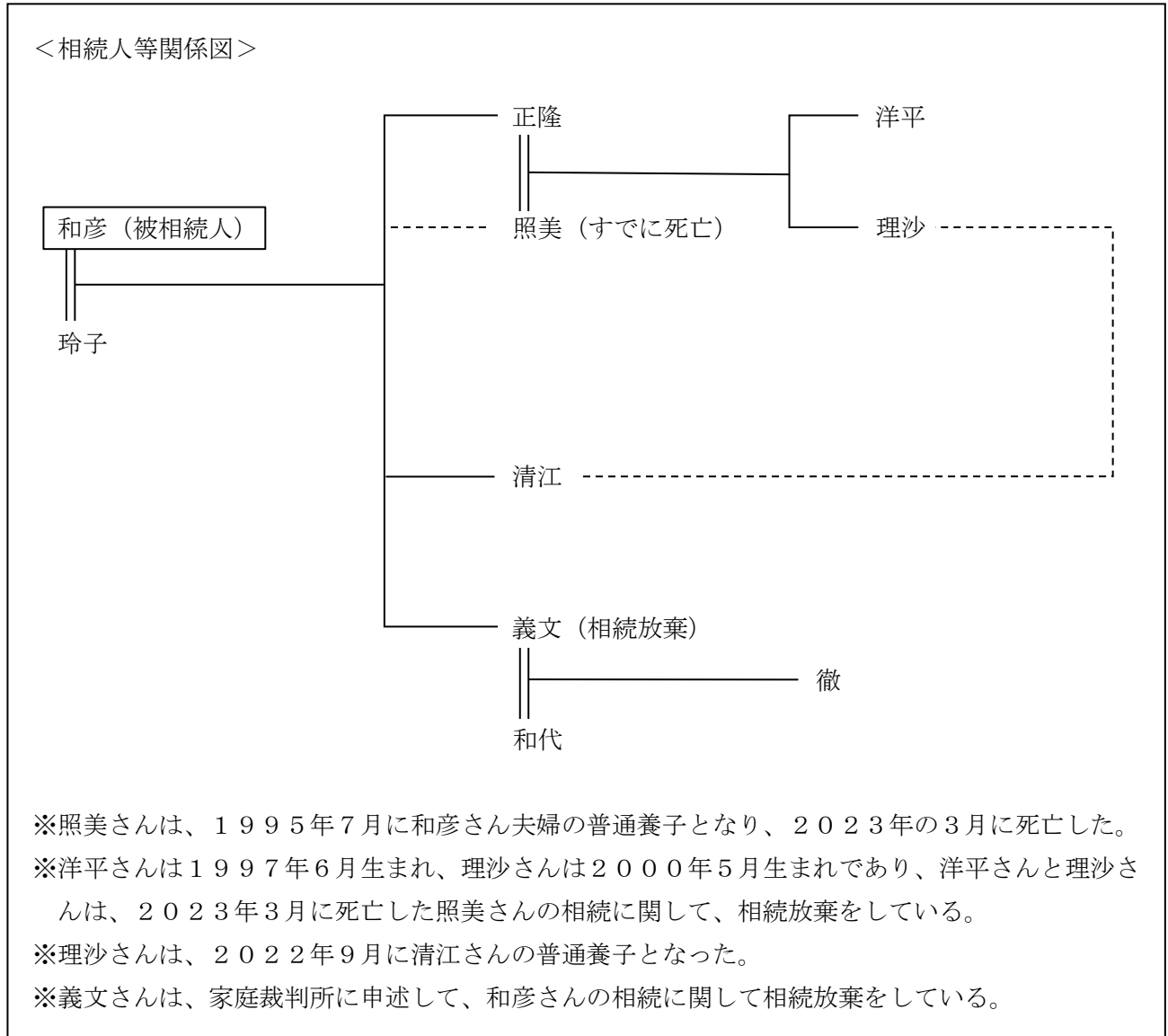
〔賃貸アパートの状況等〕			
種類	取得・賃貸を開始した年月	取得価額	耐用年数
建物（アパート）	2025年7月	48,000,000円	22年
建物附属設備	2025年7月	5,000,000円	15年
構築物（駐車場のアスファルト敷）	2025年7月	1,800,000円	10年

〔償却率〕		
耐用年数	定額法	定率法
22年	0.046	0.091
15年	0.067	0.133
10年	0.100	0.200

- 1,361,500円
- 1,451,500円
- 1,616,500円
- 2,696,500円

問 18

2025年8月に早希さんの伯父の安田和彦さんが死亡し、相続が開始した。和彦さんの相続人等関係図は下記のとおりである。和彦さんの相続に係る洋平さんの民法上の法定相続分として、正しいものはどれか。



1. ゼロ
2. 1/6
3. 1/12
4. 1/16

問 19

早希さんの父の泰三さんは、遺言作成を検討しており、遺留分についてFPで税理士でもある大地さんに質問をした。下記＜資料＞の仮定の事例等に基づく遺留分に関する大地さんの次の説明の空欄（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

＜資料＞

[相続人等関係図]



[相続開始時の財産の価額等]

相続開始時の財産の価額	3,000万円
債務	200万円
遺留分を算定するための財産の価額	2,800万円
公正証書遺言による指定相続分に基づく財産の価額	配偶者：2,100万円
	長男：400万円
	二男：300万円

※生前贈与はないものとする。

＜大地さんの説明＞

- ・「兄弟姉妹以外の相続人には遺留分が認められており、直系尊属のみが相続人である場合は遺留分を算定するための財産の価額に（ア）を乗じた価額が、それ以外の場合は（イ）を乗じた価額が総体的遺留分となります。」
- ・「各人の個別の遺留分は、遺留分権利者が複数いる場合、総体的遺留分に法定相続分を乗じた価額となり、遺留分権利者およびその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継または相続分の指定を受けた相続人を含む）または受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する（ウ）を請求することができ、これを遺留分侵害額請求権といいます。遺留分侵害額の負担の順序は定められており、受遺者と受贈者があるときは、受遺者が先に負担するとされています。」
- ・「＜資料＞のケースでは、二男が他の相続人等に対して請求することができる遺留分侵害額に相当する額は（エ）です。」

＜語群＞

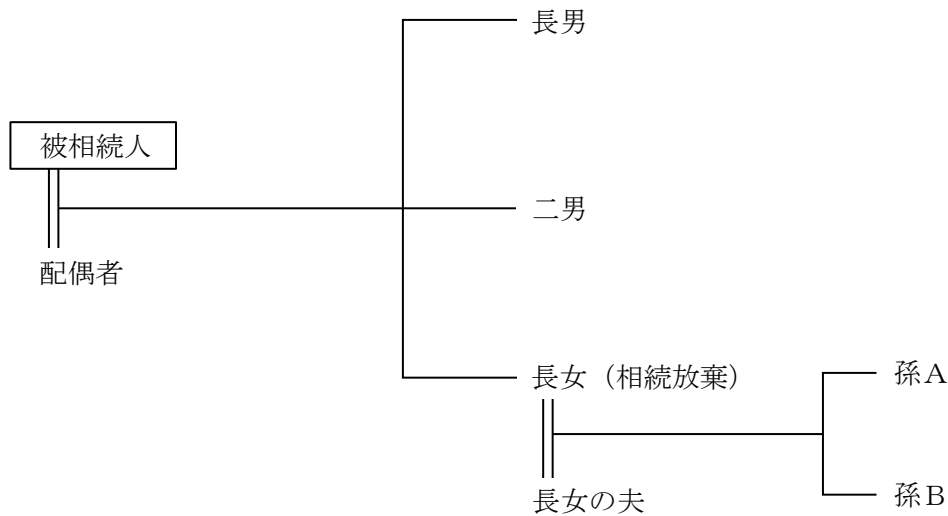
- | | | | |
|----------|---------|---------|-----------|
| 1. 2分の1 | 2. 3分の1 | 3. 4分の1 | 4. 金銭の支払い |
| 5. 遺産の分割 | 6. 50万円 | 7. 75万円 | |

問 20

早希さんの叔父（以下「被相続人」という）は、2025年4月16日に死亡した。被相続人の相続人等関係図等は下記＜資料＞のとおりである。被相続人の死亡により、生命保険契約に基づき、相続人等は＜資料＞の死亡保険金を一時金で受け取った。被相続人の配偶者が受け取った死亡保険金のうち、被相続人の配偶者の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合、千円未満を切り捨てるものとする。

＜資料＞

[相続人等関係図]



※長女は、家庭裁判所に申述して、被相続人の相続に関して、相続放棄をしている。

[生命保険契約等]

区分		保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	金額
L A 保険	死亡保険金	被相続人	被相続人	配偶者	2,000万円
L B 保険				長男	1,500万円
L C 保険				二男	1,500万円
L D 保険				長女	3,000万円

1. 1,200万円
2. 1,400万円
3. 1,500万円
4. 1,625万円